

改正

令和3年3月19日告示第41号

箕輪町空き家解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境、定住環境の形成及び保全並びに土地の利活用を図るため、町内に存する空き家の解体撤去を行う者に対し、予算の範囲内において、空き家解体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 箕輪町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年箕輪町条例第33号）第2条に規定する空き家等をいう。
- (2) 解体工事 敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条に定めるものをいう。）内の建築物又は工作物（地盤面下にあるものを除く。）の解体、撤去の工事及び処分をいう。
- (3) 解体跡地 令和3年4月1日以降に本補助金を活用して空き家を解体した土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、個人であって次の各号の全てに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 空き家の所有権を有する者（登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者）又はその相続人（以下「所有者」という。）であること。
- (2) 空き家について、共有者がいる場合にあっては、その全ての共有者から空き家の解体についての同意を得られていること。
- (3) 空き家について、複数の相続人がいる場合にあっては、その全ての相続人から空き家の解体についての同意が得られていること。
- (4) 申請時において、所有者及び所有者と同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。
- (5) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員

又は警察当局から排除要請された者でないこと。

(補助対象空き家)

第4条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に存する空き家で、建築又は築造が昭和56年5月31日以前のもの
- (2) 空き家の期間が1年以上のもの
- (3) 空き家に所有権以外の権利が設定されていないもの
- (4) 公共事業による移転等の補助対象でないもの

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象空き家の全てを解体撤去する解体工事で、法人又は個人事業主が請け負い実施する事業とする。

2 空き家と同じ敷地に存する附属の工作物等を同時に解体撤去する場合は、これらを含めて補助の対象とすることができる。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象事業に係る経費とする。

2 前項に定める補助対象経費に次の各号に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
- (2) その他町長が補助対象として適当でないとする経費

3 補助額は、前2項に定める補助対象経費について、次の各号のいずれかによって算定した額とする。

- (1) 解体跡地を箕輪町空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）に登録又は登録しようとする補助対象者にあつては、補助対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を上限とする。
- (2) 前号に定める以外の補助対象者にあつては、補助対象経費の5分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

4 前項により算定した額に、1,000円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第3項及び第4項に規定する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に箕輪町空き家解体事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 空き家の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類）
- (3) 敷地の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類）
- (4) 空き家の解体工事費用の見積書の写し
- (5) 空き家の位置図
- (6) 空き家の解体工事に着手する前の写真
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの
（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知する。

（補助金の変更又は中止等）

第9条 補助金の交付決定を受け、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき、又は補助対象事業を中止するときは、箕輪町空き家解体事業補助金変更・中止申請書（様式第3号。以下「変更中止申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合には、この申請書の提出を省略できる。

2 町長は、前項の変更中止申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知する。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、箕輪町空き家解体事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の解体工事費用の領収書の写し
- (2) 空き家の解体工事後の写真
- (3) 産業廃棄物管理表建設関連廃棄物マニフェスト（E票）の写し

(4) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業完了の確認及び通知)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町空き家解体事業補助金請求書(様式第5号)により、町長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第3項第1号に規定する補助額を受けた者にあつては、正当な理由なく交付決定日から1年以内に空き家・空き地バンクに登録をしないとき。
- (2) 第6条第3項第1号に規定する補助額を受けた者にあつては、正当な理由なく、空き家・空き地バンクの登録を2年以内に取り下げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認めたとき。